

安心して過ごせる老後を！
～まわりの人も安心して暮らしていくために～

任意後見契約を上手に活用
遺言書の必要性と相続問題



いつか自分も認知症になるかもしれない…
そのときに財産を守り、適切な介護を受けるために…
まだ早いと思っていても、認知症と判断されてからでは間に合いません

NPO 法人遺言相談センター

「遺言・相続・任意後見・離婚に関する無料相談会」

開催場所

沖縄県男女共同参画センター【ているる】 沖縄県那覇市西 3-11-1

開催時間: 正午～午後5時 (午前10時～午後5時までの時もあります)

※「沖縄タイムス」テレビ欄の下に、月1～2回掲載しています。

毎月1回、定期的に開催しております。(毎月第一土曜若しくは日曜に開催予定です)

日程: 平成29年10月7日(土)・11月11日(土)・12月3日(日)

無料相談予約電話番号 **098-863-3460**

予約受付時間 月～金曜 午前10時～午後3時

予約の方が優先になります。相談内容についての秘密は厳守されます。

沖縄でお世話してくださる方: 當眞 嗣也さん 中頭郡西原町嘉手苺

野原 正孝さん 那覇市おもろまち

相談員はさつき法務事務所 楯本智久・河邊佑介司法書士になります

公正証書遺言を作成しておいた方が良い方

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ① 子供のいない夫婦 | ⑦ 相続人が多い人 |
| ② 再婚して連れ子がいる人 | ⑧ お世話になった息子の嫁にも遺贈したい |
| ③ 内縁の妻(夫)がいる人 | ⑨ 遺産のすべてを特定の人に相続させたい |
| ④ 遺産はマイホームだけだが、子どもが
たくさんいる人 | ⑩ 相続手続きの負担をできるだけ軽くあげたい |
| ⑤ 行方不明の親族がいる人 | ⑪ 一部のお金をペットのために使いたい |
| ⑥ 身寄りのない人 | ⑫ 障がいの子供・家族がいる人 |
| | ⑬ 中毒患者がいる(アルコール中毒など) |

[主催]

NPO法人遺言相談センター

住所

岡山県岡山市北区磨屋町7-8

沖縄での連絡先

沖縄県那覇市銘苺1-2-1

ホームページ

「NPO遺言岡山」で検索してください

岡山県内で平成22年より毎月1回、和歌山県みなべ町で平成27年より毎月1回
遺言と相続・任意後見に関する相談会を開催しています。

はじめに

厚生労働省は2015年1月9日、全国で認知症を患う人の数が2025年には700万人を超えるとの推計値を発表しています。65歳以上の高齢者のうち、5人に1人が認知症に罹患する計算となります。認知症高齢者の数は2012年の時点で全国に約462万人と推計されており、約10年で1.5倍にも増える見通しです。厚生労働省は同結果を踏まえ、認知症対策のための国家戦略を急ぎ策定することとしている。(ここまでが厚生労働省から発表された内容です)

認知症予備軍まで広げると、すでに1000万人とも言われています。自分は認知症ではない、認知症と認めたくないと思ひ病院に行かない方が多いのも実情です。

認知症とはどういうものか！

脳は、あらゆる活動をコントロールしている司令塔です。それがうまく働かなければ、精神活動も身体活動もスムーズに運ばなくなります。

認知症で多いのは、アルツハイマー病、前頭・側頭型認知症、レビー小体病、脳血管性認知症などです。

認知症の問題点として「自覚症状」です。認知症は進行速度が遅いのも特徴の一つです。ゆっくりと進行しますので、自分が認知症と気づかない方が多く、人によっては「自分が認知症である」ことを認めたくない方もいます。

厚生労働省（平成26年度）

身体障害、知的障害、精神障害の3区分による厚生労働省の調査から基本的な統計数値では、身体障害、知的障害、精神障害の3区分で障害者数の概数をみると、身体障害者393万7千人、知的障害者74万1千人、精神障害者392万4千人となっています。

障がいのお子様がいる方は、公正証書遺言だけでは不十分です、生命保険信託など万全の備えをすることで残されたお子様が救われる可能性が広がります。

私たちは、高齢者等社会的弱者に対する自立した生活の支援や、相続・遺言といった家族関係問題に関するご相談など、生活の安定とゆとりある暮らしの実現に貢献することを目的にNPO法人を立ち上げました。そして、所属する弁護士、司法書士、行政書士、税理士らと議論を重ね、皆さんに安心して任意後見制度を利用していただくためには、“個人”後見人ではなく、“法人”後見人として任意後見契約を結ぶことこそが望ましいと考え、その実現に向けた活動を展開しています。いつか自分が認知症になるかもしれない…。そんなときに備えて成年後見制度をうまく活用していくために、そして、老後を安心して暮らしていけるよう蓄えてきた大切な財産が、将来を託す大切な契約で失われることがないように、本冊子が一助となれば幸いです。

2016年7月
NPO法人遺言相談センター

目 次

1. 遺言について	1
2. 認知症について	3
3. 成年後見制度について	5
4. 遺品整理について	8
5. 就労支援について	9
6. 生命保険信託について（特に障がいのお子様、ご家族の方）	10
7. 介護・デイサービスについて	12
8. 付随契約について（見守り契約・任意代理契約など）	14
9. お墓・葬式・供養問題	15

成年後見と任意後見の違いを簡単に言いますと、成年後見は**認知症後の手続き**で身内か裁判所の指定する弁護士、司法書士が成年後見人になります。

任意後見は**認知症前の手続き**になりますので、あなたが信頼できる個人、団体に認知症後のことをお願いすることができます。

意識がしっかりとしているときに十分に考え、話し合っ**て認知症後のことを決める**ことができますのでメリットは大きいと思われます。

公正証書遺言を作成する時に必要な書類

- ・ 出生からの戸(除)籍謄本
- ・ 相続人の戸籍謄本
- ・ 印鑑証明書
- ・ 固定資産税評価証明書

1. 遺言について

遺言は、遺言者の自由な意思によってなされるものですが、残された方々の生活に多大な影響を与えるものであるため、民法で要式が決められています。

直筆証書遺言は一人で気軽に作成できるメリットがある反面、公正証書で作成する場合に比べて要式不備があったり、遺言内容が不明瞭だったりするケースが多くあります。遺言者の考え通りの遺言の執行ができなくなるだけでなく、相続人同士で揉めることがあるため注意が必要です。

遺言者ご本人は、「これくらいわかってもらえるだろう」「自分の家族は揉めないだろう」と思い込みがちですが、このような不備がある場合、最終的に相続人全員の合意が得られなければ有効な遺言と認められません。

また、相続人にも様々な事情があり、必ずしも合意するとは限りません。

配分に納得しない相続人がいると、多少の不備を理由に遺言書の無効を主張して大きなトラブルに発展する可能性もあります。

遺言書の必要性について

お亡くなりになった後に遺言が残されていないければ、相続人の中で相続財産の配分を話し合い、決めることとなります。

分割内容は法定相続の割合でも別の割合でもかまいません。

協議分割の場合は必ず相続人全員の同意が必要です。

相続財産が現金だけの場合にはあまり揉めませんが、**不動産があると色々な意見があり揉める可能性はかなり高くなります。**

相続人の誰かが同居してお世話をしている場合、同居はしていなくても特定の相続人がほとんどのお世話をしている場合などには意見の違いは当然にあります。これは心情であり人情ですので仕方ないと思います。

また、兄弟姉妹だけの場合と結婚して他人（嫁や婿）がいると考え方の違いはあります。子供がいない方で兄弟姉妹がいる方は特に注意が必要になります、兄弟姉妹がすでにお亡くなりになっていてもその子供までは相続権はあり同意は必要になります。

法定相続人以外の方に財産の全て又は一部でも残そうとする場合には遺言書は必ず必要となります。

お亡くなりになった後に相続人が揉めることは誰もが望まないことです、そのためには遺言書が必要となることはほとんどの方がご存知です。作成しないのではなく「まだ早い」

と思われている方が多いのも事実です。

しかし、遺言書は元気でしっかりしているときに作成すべきものです。少しでも認知症と診断されると作成できない可能性があります。

お子さんが小さい時に、兄弟姉妹で喧嘩をすると親が仲裁しますね、同じことです。子供が大きくなり家庭を持った後、自分がなくなった時に少しの揉め事もなく、仲よく付き合えるようにするために、「最後の親の務め」として正しく遺言書を残すべきではないでしょうか。

自筆証書遺言と公正証書遺言がありますが揉める可能性が少ないのは公正証書遺言になります。費用の心配をされる方もいますが揉めると遺言書作成費用ぐらいでは収まることはなく時間も数か月から数年かかることもあります。

遺言書の種類

普通方式遺言について

普通方式遺言には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類があります。

・自筆証書遺言の特徴

遺言者が遺言の全文・日付・氏名を自書し、押印して作成する遺言です。筆記具と紙さえあればいつでも作成可能ですから、他の方式と比べると費用も掛からず手続きも一番簡単です。また、自分1人で作成できますので、遺言内容を他人に秘密にしておけるというメリットもあります。しかし、反面、内容を専門家にチェックしてもらわなければならないので、「法的要件不備のために無効」となる危険性が付きまとい、紛失・偽造・隠匿の心配や、遺言の存在をどうやって遺族に知らせるかといった問題もあります。

・公正証書遺言の特徴

公証人に作成してもらい、かつ、原本を公証役場で保管してもらう方式の遺言です。作成・保管共に専門家である公証人（役場）がやってくれますから、法的に最も安全・確実で、後日の紛争防止のためにも一番望ましいと考えられます。ただし、その分の費用がかかること、証人の立会いが必要なことから遺言内容を自分だけの秘密にすることができないことなどのデメリットもあります。

・秘密証書遺言の特徴

遺言者が適当な用紙に記載し（ワープロ・代筆も可）、自署・押印した上で封印し、公証人役場に持ち込み公証人および証人立会いの下で保管を依頼します。遺言内容を誰にも知られずに済む、偽造・隠匿の防止になる、遺言書の存在を遺族に明らかにできる等のメリットはありますが、逆に、遺言内容について専門家のチェックを受けるわけではないので不備があれば無効となる危険性もあります。また、費用も発生します。

2. 認知症について

認知症になる前に、遺言書の作成、任意後見契約、見守り契約、死後事務契約を作成しておくことでご家族も安心できます。

特に重要なのが任意後見契約です。

認知症になって判断能力が低下したときに、本人に代わって財産を管理し、介護や生活の手配（身上監護）をする後見人をあらかじめ頼んでおく契約のことです。

あくまでも、任意後見委任者と任意後見受任者との間の“契約”であり、法定後見制度とは大きく異なるところです。自分の将来や財産を託す大切な契約だからこそ、どのような点に注意をすればよいのか、どのようなことを取り決めておくべきなのかについて、しっかり理解しておく必要があります。

後見人には、家族や親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士などの有資格者が後見人になるケースがありますが、残念ながら、後見制度を悪用し委任者の大切な財産を横領するなどの悪質事件も多数発生しており、本当に信頼のおける人に後見人をお願いすることがとても重要なことだといえます。

最近では個人ではなく、法人にお願いするケースが増えています。理由として個人の場合にはお願いした場合に後見人が、病気やケガ、先にお亡くなりになることもあるからです。また、一人に任せの方が横領などの犯罪についてもリスクが大きいと思われるからです。

認知症になり施設に入所した時に、施設の職員からの不利益（暴力、暴言）についても考えておく必要があります。対策の一つとして、色々な方により多くの面会をしてもらうことです。

そう考えると、法人の場合には弁護士、司法書士、行政書士などが協力して毎月交代で施設に面会に行き様子を見て、施設の職員とも話をするにより、不利益の抑止力になると考えるからです。

また、入所している施設にヘルパーさんと同行して、身体に傷、あざ等がないかの確認作業、寒くなっていたら暖かい下着や寝巻が用意されているか等、身の回りのちょっとした事に対するチェックやフォローもできます。

認知症の症状がでると、一般の家庭内で診て行く事は重労働だけでなくストレスも溜まります。

そのような事を考えると、専門家がいる施設に入所してもらうのが、本人、家族どちらにも良いことではないでしょうか。

認知症の症状

脳の細胞が壊れることによって直接起こる症状が記憶障害、見当識障害、理解・判断力の低下、実行機能の低下など中核症状と呼ばれるものです。

- ① 万引きや事故に遭う危険があります、お金を払わず物を取ってしまい、警察から連絡が来て家族が驚くケースもあります。でも盗もうとしている訳ではなく、お金を払わない事が悪い事であるという判断が出来ない為です。
- ② 認知症になると、家の中や外を歩き回るといった徘徊があります。絶えず歩き回っておられるので、何の意味もなく歩き回っていると思われがちですが、ご本人にとっては目的があって歩いている場合が多いものです。
認知症の方の行方不明者はなんと、年間1万人にも上るとの報告があります。たとえ地域住民や警察に保護されたとしても、認知症が進んでいた場合、自分の名前や住所などが的確に答えられないことも多い為、何処の誰なのかを捜し出すのは難しくなってしまうのです。
- ③ 弄便が始まります、便をいじって遊んでいる訳ではありません、便を便だと理解が出来ていない場合が多く、手で丸めたり、口に入れてしまったりする場合があります。弄便は繰り返される場合が多く、後始末などで介護をしている人が精神的に追い込まれる場合があります。
- ④ 物の共通点や違いがわかりにくくなります。抽象能力が落ちてくると、例えばおまんじゅうがあるとします。おまんじゅうある？と聞かれたらあるよと答えられるのに、何か甘いものはある？と聞かれてもおまんじゅうは浮かびません。似たような例は多く、特定の物を言うとうわかるのに、あいまいな表現になるとわかりにくく、目の前にあってもないとなります。着替えを出しておいてと言われたのに、着替えがわからず出せないという事も。また病院に行くといっても、病院が何をする場所かわからない為、行かないという場合もあります。
- ⑤ 物を盗られたと妄想します。物盗られ妄想というのは、認知症で起きやすい被害妄想の一つです。大事な物を盗られたと訴えます。自分が置いていた物が無くなったというのは、認知症ではないお年寄りでも訴えられる場合があります。置いた場所を忘れてしまうということが原因なのですが、自分が失くしたと思っているのであれば、認知症の物盗られ妄想とは少し違います。認知症の物盗られ妄想は、自分が失くしたとは全く思っておりません。ほとんど探す事もしません。ない＝盗まれたとなっている場合が多いのです。

他にも、**介護に暴力・暴言、失禁と排尿障害、不眠・睡眠障害・昼夜逆転、食べない、異食、幻覚と錯覚、認知症による「うつ・抑うつ」**などがあります。

このような症状が出た時に下の世話も含めて夫や妻、子供に頼るのか、専門の施設でお世話になるのかを前もって決めておく契約が任意後見契約になります。

任意後見契約書を作成することで家族も安心できます。

3. 成年後見制度について

成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などの福祉サービスの契約を結んだりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分にとって不利益な契約内容であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまうおそれもあります。このような、判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度が成年後見制度です。

任意後見制度と成年後見制度

成年後見制度には、大きく分けて2種類あり、利用者本人の判断能力の有無により、任意後見制度と成年後見制度に分かれます。

任意後見制度とは、利用者本人の判断能力が十分な状態において、将来認知症等により判断能力が低下する可能性に備えて、利用者本人が代理人（任意後見人）を選定し任意後見契約を結ぶものです。もし自分の判断能力が低下したような場合には、財産管理等の権利が代理人（任意後見人）に与えられることとなります。この任意後見契約は自分の将来を託す重要な契約ですから、公正証書で結んでおくことが法律によって定められています。

また、成年後見制度とは、利用者本人の判断能力が不十分な状態において、家庭裁判所に申し立てをすることによって選ばれた代理人等（成年後見人・保佐人・補助人）が本人に代わって財産管理等を行うことによって、本人を保護、支援する制度であり、この制度利用の申立ては本人、配偶者、4親等以内の親族等が行うこととなります。成年後見制度は、利用者本人の判断能力の程度により、成年被後見人・被保佐人・被補助人の3類型に分かれています。

任意後見制度のメリット

任意後見制度では、本人がまだ元気な（判断能力がある）うちに、一番信頼できる人を本人の任意後見人として選ぶことができ、任意後見人に援助してもらいたい内容を任意後見契約によって柔軟に取り決めることができます。たとえば、将来自分の判断能力が衰えてきたときでも、介護保険を活用して在宅で生活しながら友人や隣人と付き合っていきたい、また自宅を処分してこの施設に入りたい、治療はこの病院でお願いしたい、など自分の希望するライフプランを決めておくことができるわけです。この契約で定めた委任事務を行うことが任意後見人の仕事になります。そして、この契約は公正証書でなされ、登記

もされるので任意後見人の地位が公的に証明され、社会的な信用度も高くなっています。また、任意後見人に対しては家庭裁判所が選任する任意後見監督人が付けられますので、安心感があります。

任意後見人について

任意後見契約を結ぶにあつて、任意後見人を誰にお願いするかがとても重要なことです。任意後見人の資格については法律上の制限はなく、本人の判断に委ねられています。具体的には、親族や兄弟姉妹、社会福祉士・行政書士・司法書士・弁護士等の専門家、また、個人ではなく特定非営利活動法人（NPO法人）や社会福祉協議会等の法人も任意後見人になることができます。個人に任意後見人をお願いする場合、病気や事故、死亡等で後見事務を行えなくなるという事態が起こりえます。また、後見事務が広範囲に及んでいたりする場合は、個人の任意後見人では負担が大きすぎるといった心配もあります。その点、法人であれば、いろいろな職歴や経験を持つスタッフがそろっているため様々な事案にも対応でき、複数の担当者による組織的な対応も可能であるというメリットがあります。

任意後見人の仕事について

任意後見人の仕事は、本人の「財産管理」と「身上看護」に関することが基本となります。任意後見制度は、“本人”と“任意後見受任者”の間の“任意後見契約”に基づいてなされるもので、“任意後見受任者”つまり将来の“任意後見人”のなすべき仕事は、“任意後見契約”によって定められます。契約内容は自由ですが、本来の制度の趣旨からいえば、本人の「財産管理」に関すること（不動産などの財産管理、銀行や保険会社などの金融機関と取引など）と、本人の「身上看護」に関すること（介護保険あるいはそれ以外の福祉サービス利用契約の締結や管理、要介護認定の手続き、施設入所契約など、福祉サービス利用に関する諸手続きやサービス内容のチェックなど）の2つが挙げられます。

任意後見人の基本的な職務の内容というのは、本人の財産をきちんと管理するとともに、介護や生活面のバックアップをすることといえます。ただし、委任される事務は「代理権」を与えられる法律行為に限られていますから、介護労働そのものなど、代理権とは関係のない行為は含まれません。本人にとってそうしたサービスを受けることが必要ならば、そのための手続きや契約をするのが任意後見人の仕事になります。

なお、任意後見人には、本人が行った法律行為を取り消す取消権がないことには注意を要します。任意後見人には代理権はありますが、取消権はありません。また、任意後見制度を利用して、死後の葬儀や埋葬のやりかた、遺産相続などについて任意後見人に任せることはできません。任意後見は、あくまでも本人の存命中に対する後見事務が原則だからです。そのため、任意後見人に職務範囲を超えるような死後の事務を依頼しておきたいような場合には、「任意後見契約」と「死後事務委任契約」や「遺言」をうまく組み合わせて使うことが必要になります。

成年後見と任意後見の落とし穴と解決方法

これらの制度が求めるものは、主に財産管理であり財産を減らさないこととなります。極端に言えば財産管理しかしません。

入所している施設や病院に行くにしても重度の障がいの場合にはお話ができないことから回数は減ると思われます。(仮に行っても年に1～2回)

事実として、法務省民事局のホームページの「成年後見制度・成年後見登記」

というところには、**成年後見人の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており**・・・とあります。

この方法は金銭の不正を防ぐには適しています。

たしかに、障がいでも普通の生活ができない方が、大切な資産、財産を不正によって無くしてしまうと大変なこととなります。

後見人には後見監督人もしくは裁判所が付いて不正が行われないように見張りのな役割をしますその点については安心ができると思われませんが報告書類だけの確認です。

新聞やニュースで不正の報道があります。

不正は親族だけではありません。大丈夫と思われている弁護士、司法書士、施設の職員が関与している報道もあります。

ではこれらを防ぐにはどうしたら良いのでしょうか。

もちろん限度はありますが、親の依頼で個人または法人にできるだけ多く面会してもらうことです。**不利益は身近なところで身近な人から継続して受けます**。入所している施設や病院にできるだけ多く面会に行ってもらい様子をみて、施設の職員や医師、看護婦さんとも話をする事です。数多く面会に行ってもらうことにより少しでも変化があった時の対応が早くできるからです。

後見人契約を個人相手ではなく法人に依頼することです。

個人では病気、けがなどで面会に行けないだけでなく、故意に行かないことも想定できます。しかし、法人にお願いすることによって病気、けががあっても法人の他のメンバーが面会に行くことができます。さらに、法人の一担当者が毎回行くのではなく法人内の色々な資格者に行ってもらうことにより施設側としても不利益がないように特に気をつけると思われるからです。

誤解のないように記載しますが、「**金銭の不正**」と「**不利益行為**」については、ごく一部のわずかな事例であり、真面目に誠心誠意お世話をされている後見人、施設が大半です。

4. 遺品整理について

遺品とは、「ただのモノ、ゴミ」ではありません。故人の「大切な生きて証」です。

遺品整理とは、故人と相続人の心を結び絆を創造する仕事です。

私たち遺品整理を行う者は、「故人の命と向き合う」こと、「共に生きる」ことの大切さを問続ける仕事です。そして、そこに私たち遺品整理に携わる者の存在意義があります。

超高齢化社会と言われる昨今において、問題になるのが、高齢者の単身世帯数の増加で、ご本人にとっての心配事は、次のことです。

- ・「私の死後、子供やご親族、家主さんなどに迷惑をかけたくない」
- ・「私自身が最近ニュースで取り上げられている『孤立死』になったら、誰が対処するのだろうか」

これらを解消する方法が、「死後事務契約」になります、ご本人が存命中に、遺品整理のお見積りから履行までのご説明とご契約を行うことが出来ます。その他、必要に応じてお葬式、お骨問題、法事法要、などことについて契約しておくことで安心できます。

生きている間に死後の諸作業を確定させられることは、相続人へ迷惑をかけることもなく、この上ない安心につながります。

わが国の高齢化の急速な進展と、核家族化に代表される社会構造の変容に伴い、遺品整理、死後事務は、特に”需要”が高まっています。

故人（特に孤独死、自殺）のお部屋の片づけ、清掃、不要品の処分などの遺品整理、死後事務は、これまでご遺族の方の手で行われることが一般的であり、とても面倒な作業でした。しかし、現代のライフスタイルにおいては、時間的にも人手の面でも、ご遺族の力だけでは支えきれないのが現状です。

このような社会的背景を受け、遺品整理業者の事業者数も年々増えています。

しかしながら、現時点では、遺品整理業に関する法整備がほとんど整っていないこともあり、不要品を不法投棄したり、不当に高額な料金を請求するような業者も存在します。

2030年問題として、超高齢化社会が進み、50歳以上の男性だと3人に1人は、未婚者になるという推計も内閣府より出ており、さらには、高齢者の2人に1人は、孤立死をする可能性があるという統計も出ております。孤立死問題は、メディアや新聞、書籍など、様々な分野で、注目を集め、更なる社会問題となり、核家族化、未婚率、超高齢化社会に伴い、遺品整理、死後事務の需要が急激に増加するとされており、

そのために、遺品整理業、死後事務契約の意義があります。

遺品整理については
一般社団法人 くらし相談
代表理事：中尾 亮大

5. 就労支援について（就労継続支援 a 型とは）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者の方に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業の事を言います。

そして雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類があります。

A型事業所の特徴は雇用契約を結ぶこととなりますので、都道府県の最低賃金が保証されます。

対象者

企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の方（利用開始時65歳未満の方）。

具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- (3) 企業等を離職した方など就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

皆さんには、職業技能や体調管理能力、その他コミュニケーション能力などを身につけるために、実際の業務や職業訓練を行います。各自のペースに合わせて能力をつけながら最終的には一般就労を目指していきます。

具体的な活動は事業所によって様々です、事務が得意、農作業が得意、パソコンなどを使用してイラスト作成などをする事業所もあります。また、パンを焼いたり、うどんを作るなどもあります。

しかし、気をつけないといけない点もあります。

厚生労働省は、収益の上がらない仕事しかしていなかったり、利用者の希望を無視して一律で短時間勤務にしたりする不適正ケースについて各自治体に指導の徹底を求めています。また、利用者の平均利用時間が短い場合は給付金を大幅に引き下げています。

障害者の就労に詳しい専門家は「急増したA型事業所には、障害者就労の専門的視点を持った職員がいないところもある」と指摘されています。

「開業時の行政による厳格な審査と共に、障害者のケアプランを作り、A型事業所での就労を促す相談支援専門員が事業所の力量を見極めることが求められる」と話しています。

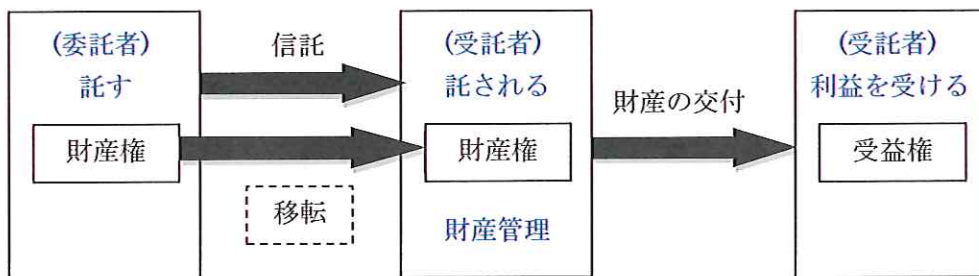
就労支援については
合同会社地域活動支援センターきずな
代表社員：北井 大輔

6. 生命保険信託について

障がいのお子様や同じく障がいの親族のいる方、シングルマザー、
シングルファザーの方に生命保険信託は有効だと思われます。

1、信託の基本的な仕組み

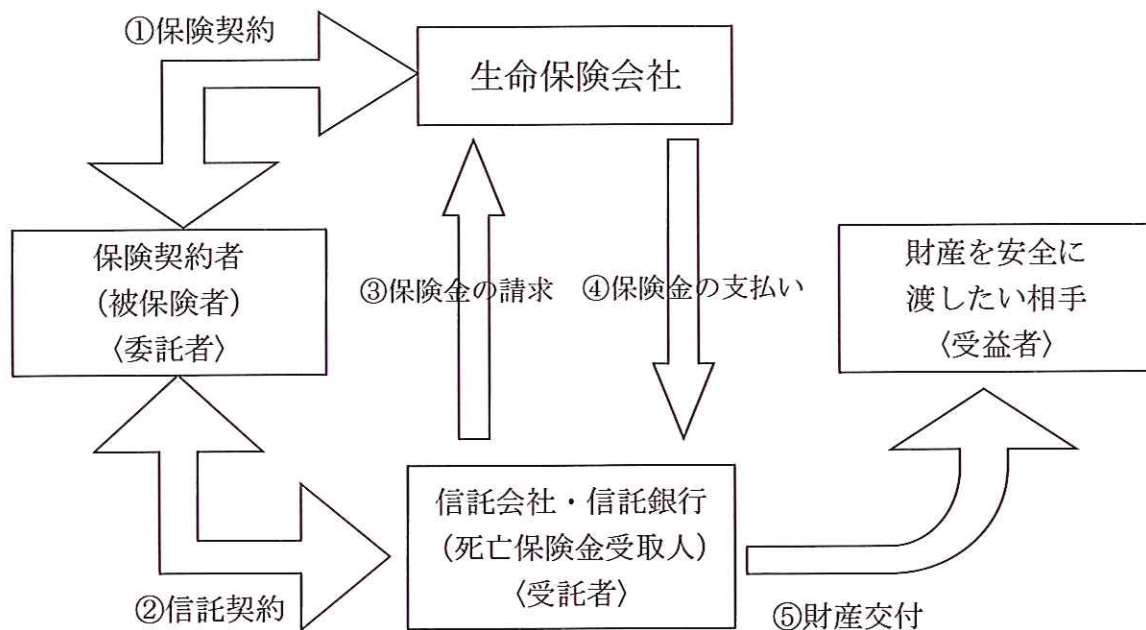
信託とは、法律が定めた方法により、自分が信頼する者に自分の財産を一定の目的に沿って管理・処分するための制度です。



信託とは、蛇口のついたタンクに水を入れ、取り出すようなもので、タンク（信託財産運用の器）に入れられた財産の管理人が「受託者」となります。「委託者」はあらかじめ、タンクの中で財産を外に出すための「蛇口」の取り付け方、あるいはその「蛇口」から財産を出す方法・タイミングを決めておきます。

管理人である「受託者」は信託目的に則り、長期間に亘り、「受益者」のためにタンクの中の財産を管理する仕組みです。

2、生命保険信託とは



生命保険信託は保険金をお受取になる「保険金受取人」のご事情・状況によらず保険金が、有益に活用されることを目的に開発されました。

たとえば、保険金受取人が何らかの事情によりご自身ではその保険金をうまく管理できない場合には、せっかくの経済的保障が活かされず、場合によっては浪費されてしまうことが発生しているという悲しい事実もあります。

また、保険金はいったん支払いがなされれば保険金受取人の財産となります。

その結果、保険金受取人ご自身もお亡くなりになれば、その方の相続人に受け継がれることとなり、これは日常の生活単位の多様化が進んだ現代社会では、必ずしも保険を残されたお客様の「想い」にはそぐわない結果をもたらすこともあります。

保険金をお届けした後の段階での管理・保全については、生命保険会社が直接サポートできる範疇を超えたものですが、生命保険信託を活用すればこのお支払いした後の死亡保険金の管理についてまで、ご契約者が生前にその「想い」を形にしておくことができます。

3、法人を受益者とする場合

日常の生活単位の多様化や、保険金の受取人が不在となってしまった等の理由により、お客様のニーズの変化は多くの場合発生します。生命保険信託はこのようなニーズの変化にも柔軟に対応できるようになっており、例えば、保険金を受け取った人が亡くなってしまった後にまだ保険金が残っている場合には、お世話になった施設等に寄付をする事が出来ます。

具体的には下記に該当する法人を受益者等とすることが可能です。

- ◆ 特定公益増進法人（公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、独立行政法人、学校法人、日本赤十字社等）
- ◆ 宗教法人
- ◆ 社会医療法人または特定医療法人
- ◆ 認定 NPO（仮認定や申請中手続中の NPO は不可）

障がいのお子様や同じく障がいの親族のいる方、シングルマザー、シングルファザーの方に生命保険信託は有効だと思われま

7. 介護・デイサービスについて

「介護」とひとことで言っても、様々な問題があります。

介護を必要とする高齢者の増加、介護職員の人手不足や待遇の改善、介護にかかる費用、要介護者の虐待、高齢者の孤独死や自殺、老々介護の末の悲しい事件。

こうして課題をひとつひとつ挙げていくと気が滅入ってしまいそうではありますが、これが現実。社会問題として、介護が必要なのに施設でも在宅でも適切な介護サービスが受けられない高齢者、いわゆる介護難民の問題が話題となっています。いざ自分が介護難民にならないようにするためにはどうすれば良いのでしょうか？

デイサービスについて

デイサービスは、介護保険サービスで「通所介護」という名前では呼ばれているサービスです。利用者は、日中の一定時間施設に通い、食事や入浴、機能訓練といった介護サービスを受けます。利用者は、老人ホームなどに入居するほど重度の要介護状態ではないけれども、在宅介護をしてくれる家族の負担を軽減したいといった理由で利用することが多いといわれています。

これに対して、デイケアは介護保険サービスで「通所リハビリテーション」と呼ばれているサービスです。利用者が日中に一定時間施設を利用するという点はデイサービスと同じですが、利用者の目的は介護サービスを受けることではなく「リハビリテーションを受けること」となっています。リハビリテーションサービスとは、入浴や食事といった生活介護サービスではなく、機能の回復に重点を置いたサービスです。ただし、デイケアで食事や入浴といったサービスが受けられないかということ、そういうわけではありません。あくまでもリハビリテーションが主目的であるため、サービスが簡素化されていることはありますが、一通りの生活介護サービスを受けることができます。

機能訓練とリハビリテーション

通所サービスでは、身体の機能を回復させるためのリハビリテーションや機能訓練を受けることができます。このリハビリテーションと機能訓練は混同されることが多くあるのですが、実は大きな違いがあります。そして、その違いが、デイサービスとデイケアの決定的な違いにもつながります。機能訓練とリハビリテーションは、どちらも身体機能の回復・向上を目的としたものです。ただし、リハビリテーションを受けるには、前もって医師の指導を受けておくことが必要となります。また、実際にリハビリテーションを受ける際にも、作業療法士や理学療法士、看護師といった特定の資格を有したスタッフに指導をしてもらう必要があります。これに対して機能訓練は、医師の指導などは必要なく、一般的な介護スタッフの補助だけで受けることができます。リハビリテーションサービスを受けられるデイケアは、リハビリ専用の部屋や設備が用意されているため、より医学的・専門的なサービスを受けることができます。

次にこのようなサービスを受けるにあたり重要なポイントとして絶対に外せない存在があります。

ケアマネジャーは正式名称を「介護支援専門員」といい、2000年に「介護保険制度」が導入された際に誕生した資格です。要介護者本人の自立や尊厳を保持して、その人らしく暮らせるように支援します。介護認定を受けた要介護者やその家族からの相談に応じたり、利用者のニーズ等をアセスメントしたうえで、適切な介護保険サービスが受けられるようにケアプランを作成し、関係機関との連絡や調整を行ったりします。

つまり、ケアマネジャーには「介護が必要な人と介護保険サービスをつなぐ」という大切な役割があるのです。

また、ケアマネジャーによって得意分野が異なるため、

「認知症ケアに慣れている人がいい」

「持病があるので医療系の知識がある人がいい」など、希望をあらかじめ考えておき、決める際には複数のケアマネジャーと面談したうえで決めるといいでしょう。

一方で、ケアマネジャーにはできないこともあります。それは、ホームヘルパーが行うような要介護者への身体介護や生活支援などです。

「身体介護」

排泄介助、食事介助、着替え介助、入浴介助、洗面介助、体位変換、移動介助など

「生活援助」

住居の掃除、食事の用意、洗濯、買い物など、つまりケアマネジャーができるのは、どのような介護サービスを受けるかの計画を立てるところまで。その先の実際に行う介護は、介護職員の仕事になります。

平成12年に介護保険制度が創設されて「介護」が一般にも広く受け容れられるようになり、一般的になってきました。それに伴い、訪問介護員（ホームヘルパー）という言葉も広がっていき、「ヘルパーさん」という呼び名も一般の方に浸してきました。訪問介護員（ホームヘルパー）とは、一般的に、サービスを利用されている方のご自宅を訪問し、食事、排せつ、入浴などの介助（身体介護・生活援助）を通じ、利用者の生活を支えるサービスを提供するという仕事に就く方々を指します。

介護保険で訪問介護に従事されている方は、介護福祉士の資格保有者や定められた必要な研修を修了されている方で専門職といえます。

介護・デイサービスについては
株式会社 アドバンス
代表取締役：松本 弘平

8. 付随契約について

任意後見契約を結ぶにあたって、必要に応じて見守り契約、任意代理契約（財産管理等委託契約）、死後事務委任契約などの付随契約をあわせて締結しておくことも検討しておくべきでしょう。

見守り契約とは

見守り契約とは、任意後見受任者（任意後見人になってもらう人）が定期的に本人と面談等を行い、任意後見受任者が任意後見契約をスタートさせるための任意後見監督人選任の申し立て時期を、本人と相談しながら判断するために利用する契約です。本人の判断能力が低下し、任意後見が必要な状況になった時にスムーズに申し立てすることができるよう、日頃から本人の生活状況や精神状態を見守るため、安心して生活を送ることができます。**任意後見契約と見守り契約、死後事務契約**などをセットにして公正証書で契約しておくこと、より効果的だといえます。

任意代理契約とは

任意代理契約とは、本人がまだ判断能力は衰えていないものの身体的に不安がある等の理由で、任意後見が開始されるまでの間、代理人に対して「財産管理」と「身上看護」の事務を継続的に依頼する民法上の「委任契約」をいい、一般的には、「財産管理等委託契約」などと呼ばれます。任意代理契約の内容については、任意後見契約の内容と同一でもよいし、限定しても構いません。任意後見契約と同じく公正証書で作成するのが望ましいでしょう。原則として、任意後見契約が始まるまでの間、本人を支援して任意後見契約の開始前に備える契約です。

死後事務委任契約とは

任意後見契約は、本人が亡くなった時点で終了します。任意後見契約は、あくまでも本人の存命中に対する後見事務が原則であり、任意後見制度を利用して死後の事務（病院代や施設使用料の支払い、葬儀や埋葬方法の方法、相続手続きなど）について任意後見人に任せることはできません。これらは、別途、死後事務委任契約を結ぶことによって依頼しておく必要があります。死後の事務についてしっかりと頼んでおくために、遺言書を作成し任意後見人を遺言執行者に指定しておくなど、遺言と任意後見をうまく組み合わせて利用する方法がより確実であるといえるでしょう。

9. お墓問題・供養・低価格葬儀・福祉葬・人形供養に関する無料相談

NPO 法人和慧は、大阪市西成区を拠点に活動している特定非営利活動法人です。

私たちの活動に賛同していただいております寺院、葬儀社、福祉事業者、法律専門家（弁護士・司法書士・行政書士など）といった方々のご協力のもと、活動を行なっています。

●福祉葬や低価格葬儀の実現

お遺骨のご供養 お墓（墓守・墓じまい）についての相談対応

身寄りが無いなど様々な事情で、「きちんとしたお葬式をあげる事ができない」「供養をしてもらえない」といった方々を支援しています。

●人形供養・お炊き上げ

自宅におきっぱなしの人形 そのまま捨ててしまうのは忍びない方へ

人形供養をしませんか

●一人暮らしのお年寄りの見守り

日々の見守り 安否確認 緊急時の連絡対応など

福祉葬 福祉葬とは

生活保護法第 18 条に基づき、生活保護を受けている世帯の一員が亡くなり、その葬儀費用を出すことができない場合、自治体からの葬祭扶助の範囲内で執り行われる葬儀のことです。

人形供養・お炊き上げとは

古くなったお人形や、お写真、お守りなどの思い出がいっぱい詰まったものをクローゼットやダンスなどに長い間しまいこんでいませんか？

「一体一体持ち主様の想いが託されたお人形に安らかな眠りを」の思いを込めて、僧侶により読経し、お人形さん達の魂を鎮め、火によりお焚き上げ致します。

「大切にしてきたお人形だから、ゴミとして捨てるんじゃなくて、感謝の気持ちでお別れしたい」そのようなお気持ちのお手伝いをさせて頂きたいと思っております。

【相談会場】

開催場所 東寺真言宗 智崇院

大阪市西成区山王町1丁目13番11号

(地下鉄御堂筋線2番出口より徒歩5分)

当日ご都合が合わない方には、電話での対応も行なっています

予約・問い合わせ 06-6536-8822 担当：石本
毎月第3日曜日に西成区山王で「無料相談会」を開催しています。

わけい

特定非営利活動法 和慧

ホームページ <http://npo-wakei.org/>

ツイッター <http://twitter.com/Npowakei>



「遺言・相続・任意後見・離婚に関する無料相談会」

開催場所

沖縄県男女共同参画センター【ているる】 沖縄県那覇市西 3-11-1

開催時間: 正午～午後5時(午前10時～午後5時までの時もあります)

※「沖縄タイムス」テレビ欄の下に、月1～2回掲載しています。

毎月1回、定期的に開催しております。(毎月第一土曜若しくは日曜に開催予定です)

日程: 平成29年10月7日(土)・11月11日(土)・12月3日(日)

無料相談予約電話番号 098-863-3460

予約受付時間 月～金曜 午前10時～午後3時

予約の方が優先になります。相談内容についての秘密は厳守されます。

その他の相談会

大阪・岡山・和歌山でも毎月一回定期的で開催しています。

場所・日時については

086-201-4375 までお問い合わせください。(受付時間: 月曜～金曜 10時～15時まで)

公正証書遺言を作成しておいた方が良い方

- | | |
|-------------------------------|--------------------------|
| ① 子供のいない夫婦 | ⑦ 相続人が多い人 |
| ② 再婚して連れ子がいる人 | ⑧ お世話になった息子の嫁にも遺贈したい |
| ③ 内縁の妻(夫)がいる人 | ⑨ 遺産のすべてを特定の人に相続させたい |
| ④ 遺産はマイホームだけが、子どもが
たくさんいる人 | ⑩ 相続手続きの負担をできるだけ軽くしてあげたい |
| ⑤ 行方不明の親族がいる人 | ⑪ 一部のお金をペットのために使いたい |
| ⑥ 身寄りのない人 | ⑫ 障がいの子供・家族がいる人 |
| | ⑬ 中毒患者がいる(アルコール中毒など) |

【主催】

NPO法人遺言相談センター

住所

岡山県岡山市北区磨屋町7-8

沖縄での連絡先

沖縄県那覇市銘苅1-2-1

ホームページ

「NPO遺言岡山」で検索してください

岡山県内で平成22年より毎月1回、和歌山県みなべ町で平成27年より毎月1回
遺言と相続・任意後見に関する相談会を開催しています。